

環境保全協定書の一部変更について

令和4年2月4日付けで公益財団法人エコサイクル高知（以下「甲」という。）、佐川町（以下「乙」という。）及び高知県（以下「丙」という。）が締結した環境保全協定書（以下「協定書」という。）について、第8条の規定に基づき、下記のとおり一部を変更する。

記

協定書第12条で定める別表4を以下のとおり変更する。

産業廃棄物の種類
燃え殻、ばいじん、汚泥（無機性、石綿含有廃棄物を含む。）、 鉱さい、廃石綿等、廃石膏ボード、建設混合廃棄物

この協定書の一部変更の証として、甲、乙及び丙が記名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

令和6年3月1日

甲 公益財団法人 エコサイクル高知

代表理事

井上 浩之



乙 佐川町

町長

片岡 雄司



丙 高知県

知事

濱田 省司

